

消防の動き



2026
3
No.659

特報

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について
- 令和7年版 救急・救助の現況



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

消防団を中核とした地域防災力の充実強化 に向けた取組事項について…………… 4

特報2

令和7年版 救急・救助の現況…………… 7

令和8年3月号 No.659

巻頭言

「安全で安心に暮らせるまちづくり」の実現に向けて

(広島市消防局長 貞森 英樹)

Topics

国際消防救助隊連携訓練の開催……………	16
令和7年度 全国消防防災主管課長会議の開催……………	18
第72回文化財防火デーの実施……………	19
ベトナム公安省職員への火災予防技術専科研修……………	20

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ……………	21
--------------------	----

消防通信～望楼

小山市消防本部（栃木県）／松本広域消防局（長野県） 八尾市消防本部（大阪府）／出水市消防本部（鹿児島県）……………	23
--	----

消防大学校だより

女性活躍推進コースにおける教育訓練……………	24
航空隊長コースにおける教育訓練……………	25

報道発表

最近の報道発表（令和8年1月21日～令和8年2月20日）……………	26
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和8年1月21日～令和8年2月20日）……………	27
広報テーマ（3月・4月）……………	27

お知らせ

外出先で地震にあったら……………	28
少年消防クラブ活動に参加してみませんか……………	30
令和8年度消防防災科学技術賞の作品募集……………	31
令和8年度の消防研究センター等における一般公開のお知らせ……………	32



■ 表紙
本号掲載記事より

「安全で安心に暮らせる まちづくり」の 実現に向けて



広島市消防局長 貞森 英樹

広島市は、緑豊かな山々、風向明媚な瀬戸内海、清らかに流れる太田川、瀬野川などの豊かな自然に恵まれた、美しい都市景観を有するまちです。この「広島」という地名は、天正17年(1589年)、毛利輝元が太田川の河口に築城を始め、「広島」と命名したことに由来すると言われています。

明治22年(1889年)に市政を施行し、その後、日清戦争の戦時下において大本営が設置されるなど「軍都」としての性格を強める一方で、広島高等師範学校の設置などにより「学都」としての性格も併せ持つ近代都市として発展しましたが、昭和20年(1945年)8月6日、原子爆弾により壊滅的な被害を受け、多くの人命と街を失いました。

しかしながら、市民の郷土愛と国内外からの暖かい御支援により復興を遂げ、昭和55年には全国で10番目の政令指定都市となり、現在も中四国地方の中核都市として発展を続けています。

本市では、将来にわたって大きく発展していくための指針として「広島市総合計画」を策定し、「国際平和文化都市」を都市像に掲げ、「世界に輝く平和のまち」「国際的に開かれた活力あるまち」「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」の三つの視点から、持続可能で魅力ある都市の実現に向けた取組を進めています。また、人口減少への対応と地域全体の持続的発展を図るため「200万人広島都市圏構想」掲げ、広島広域都市圏を構成する33市町と連携し、それぞれの強みを生かした圏域全体の活性化と、人口200万人超の維持を目指した施策を推進しています。

消防局では、この計画に基づき、近隣市町と連携した消防体制の充実や医療救護体制の整備など、さまざまな取り組みを進めています。

主な取組として、令和5年度から更新整備を進めてきた消防ヘリコプターが令和7年10月に納入され、各種訓練を経て令和8年2月から本格運用を開始しました。機体の大型化や性能向上により、逃げ遅れ・孤立者の同時救助能力や林野火災での空中消火能力、物資搬送能力が強化され、共同利用する県内各市町をはじめ、中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定を締結している中国各県など広域的な消防・防災体制の充実・強化に寄与するものと考えています。

さらに、令和8年2月から、119番通報者が送信するスマートフォン映像を活用する「Live119」の運用を開始しました。これにより、現場状況の正確な把握や、映像を見ながらの応急手当の指導が可能となり、災害対応の迅速化と安全性の向上が期待されます。

また、高齢化の進展等に伴う救急体制のひっ迫に対応するため、救急需要が高まる夏季・冬季に救急資格を有する消防隊員による非常用救急自動車の運用を行っており、加えて救急車の適正利用や医療機関の適正な受診についての普及啓発を行うことにより、高まる救急需要に対し、引き続き的確に対応してまいりたいと考えています。

今後も激甚化・頻発化する自然災害や、刻々と変化する社会情勢等に的確に対応し、「安全で安心に暮らせるまちづくり」の実現に向け、職員一丸となって取り組んで参ります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について

地域防災室

1 はじめに

令和7年2月の大船渡市林野火災等において、消防団は、被害状況の情報収集、住民への避難の呼びかけや避難誘導、消防隊と連携した消火など、懸命な活動に取り組んでいただきました。こうした大規模災害になればなるほど、地域に密着した消防団及び自主防災組織等の力が不可欠になる中、依然として減少が続く消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化により一層取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和8年1月27日付け消防庁長官通知）を各都道府県知事及び各指定都市市長宛に発出しました。同通知では、各都道府県及び市町村において、地域防災力の充実強化に向けて重点的かつ強力に取り組んでいただきたい事項をお示ししており、本項においてはその概要をご紹介します。

2 大船渡市林野火災等を踏まえた消防団の体制強化

大船渡市林野火災においては、配備されている通信機器が不足していたことや、一部の地域が不感地帯であったために無線機や携帯電話が使用できず情報伝達に支障があった事例、水利確保が困難な山中等において、残火処理に有効な背負い式消火水のうが対応人員に比して相当数不足し対応できなかった事例が確認されたほか、長期間の活動となったことにより交代で対応する必要があったものの、経験が少ない等の理由から対応できる消防団員に限りがあった事例などが確認されました。

これらの事例を踏まえ、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付け消防庁次長通知）のとおり、消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築や、火災対応に必要な

資機材の整備の推進など、消防団の更なる体制強化を図ることが必要です。

（1）消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

現場の状況を迅速に情報伝達できる体制を構築するため、災害対応に必要な人員に応じてトランシーバー等の通信機器の配備を進めていただきたいこと。

また、電波が通じない状況も想定した対策が必要であるため、山間部など電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、当該地域にも対応した訓練を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図っていただきたいこと。

（2）火災対応に必要な資機材の整備の推進

水利確保が必要な山中等において残火処理に有効な背負い式消火水のう、消火水のう用給水器といった資機材の整備など、消防団の災害対応能力の強化につながる装備の一層の充実を図っていただきたいこと。

（3）火災を想定した訓練等の実施

大規模火災発生時において円滑かつ適切な活動が行えるよう、地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的実施していただきたいこと。

（4）小型車両等の整備推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性の高いオフロードバイクを含む小型車両の整備を推奨していること。

（5）ドローンを含めたデジタル技術の活用推進

令和6年能登半島地震に続き、今般の林野火災においても、消防団員の安全を確保しつつ、広範囲にわたった延焼状況等の情報収集を迅速に実施できるドローンの有効性が再確認されたところであり、消防団におけるドローンの活用を更に推進するとともに、消防団員のドローンの操縦技術の向上を図ることが必要であること。

このため、消防庁においては、消防団員の操縦技術の向上に向けて、全国の消防学校等において、ドローンの



操縦講習に加えて、ドローンから伝達された映像を消防庁映像共有システムで共有した捜索活動講習を実施予定であること。

さらに、消防団員の一等及び二等無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費について特別交付税措置が講じられていること。

(6) 消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」について、「災害時における消防庁映像共有システムを通じた映像情報の共有について（通知）」（令和7年3月21日付け消防総第245号）のとおり、災害時においても適切に操作できるように定期的な研修等を実施するとともに、普段からの訓練等にも取り入れるなどの取組を積極的に実施していただきたいこと。

なお、消防団が本システムを活用できるよう速やかに投稿アカウントの配布を行っていただきたいこと。

(7) 消防団拠点施設の耐震化の推進

「消防団拠点施設の適切な維持管理・更新について（通知）」（令和8年1月23日付け消防地第35号）のとおり、耐震診断・調査や耐震化が未実施の消防団拠点施設については、早急に耐震診断・調査を実施し、耐震化等を積極的に講じていただきたいこと。

消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(8) 水害・土砂災害の恐れがある消防団拠点施設の対策

水害・土砂災害時における消防団活動への影響を把握し、資機材の安全管理（高所保管など）や止水板の導入といった対策のほか、水害・土砂災害の危険性が高まった際に必要な措置（車両・資機材の事前退避など）の検討を実施するとともに、建替え時等においては、地域の実情に応じて、可能な限り水害・土砂災害の恐れがない区域への移設・設置を検討いただきたいこと。

(9) 可搬消防ポンプを含む資機材の適切な維持管理・更新

消防団の資機材については、定期的な点検整備により、計画的な更新を行うことが重要であるため、「消防団が使用する可搬消防ポンプの適切な維持管理の徹底及び計画的な更新について」（令和7年3月24日付け消防地第298号）のとおり、可搬消防ポンプの定期的な点検整備の実施や、点検整備を行う消防団員に対する研修の実施、計画的な更新に努めていただきたいこと。

3 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組

(1) 報酬等の処遇改善の推進

消防団員の報酬等については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた結果、令和7年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が約9割となるなど、着実に改善が図られている。いまだ処遇改善に対応していない市町村については、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。

報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和4年8月9日付け消防地第471号）及び「消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について」（令和7年8月8日付け消防地第615号）のとおり、基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するとともに、消防団運営に必要な公務上の経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、各市町村において適切な予算措置を講じていただきたいこと。

(2) 団員確保に向けた取組の実施

依然として消防団員数は減少が続いている中、消防団員の更なる確保に向けた取組の参考にしていただくため、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアルを積極的に活用いただきたいこと。

(3) 負担軽減等の働き方改革の推進

消防団アプリケーションなどのデジタル技術の活用による事務効率化のほか、操法大会や訓練等の見直しによる消防団員の負担軽減、フラットに意見を出し合える雰囲気醸成することや消防団員への研修等を通じた団員間の意識改革など、風通しの良い組織づくりを進めることが重要である。

特に、団員間の意識改革を進めるには、ハラスメント等に関する対策を講ずることが消防団運営や消防団のイメージアップを図る上で極めて重要であるため、消防団員間の積極的なコミュニケーションの促進やハラスメントに関する相談窓口の設置等、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるほか、ハ

ラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたいこと。

(4) 企業・業界団体との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約7割と高まっていることを踏まえ、団員確保のためには、企業や業界団体(以下「企業等」という。)の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。

このため、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

(5) 大学・専門学校等との連携強化

学生消防団員数は増加傾向である一方で、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。

このため、学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めるとともに、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施すること等により、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたいこと。

また、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であるため、学校等との連携を図りながら、消防団員等が参画した防災教育を積極的に行っていただきたいこと。その際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用も積極的に検討いただきたいこと。

(6) 女性の更なる活躍推進

消防団員の全体数が減少する一方で、女性消防団員数は令和7年4月1日時点で29,478人と年々増加しており、多岐にわたる消防団活動を踏まえると、女性の入団を更に進める必要がある。

このため、女性が幅広く活躍できる場を用意し、PRを徹底することにより、女性の更なる入団促進に向け積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を進めていただきたいこと。

さらに、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要であることから、これらの整備も進めていただきたいこと。なお、女性用トイレや更衣室の整備については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能であること。

(7) 自主防災組織等の活性化

大船渡市林野火災では、平時の防災訓練が功を奏し、避難の呼びかけや避難に支援が必要な方の事前把握・サポートなどにより地域住民のスムーズな避難につながった事例があったことから、災害の際に適切に行動できるよう定期的な防災訓練の実施を働きかけていただきたいこと。また、防災士等多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組など、自主防災組織の取組を把握いただくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたいこと。

なお、自主防災組織等が活動するために必要な初期消火資機材については、「緊急防災・減災事業債」等が活用可能であること。

4 おわりに

消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成26年法律第110号)の趣旨を踏まえ、各都道府県及び市町村と連携し、地域防災力の充実強化に向けた様々な取組を実施しているところです。今後発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害等に備えた消防・防災体制の強化が不可欠であるところ、引き続き、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の更なる充実強化に取り組んでまいりますので、各団体においても一層の取組をお願いします。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室
TEL: 03-5253-7561

令和7年版 救急・救助の現況

救急企画室/参事官室/広域応援室

1 救急業務の実施状況

1) 救急出動件数及び搬送人員

令和6年中の救急出動件数は、消防防災ヘリコプターによる件数も含め、772万740件（対前年比7万9,753件増、1.0%増）、搬送人員は677万1,193人（対前年比12万7,814人増、1.9%増）で前年と比較して救急出動件数、搬送人員ともに増加した（表1参照）。

令和6年中の救急自動車による救急出動件数は771万8,380件（対前年比7万9,822件増、1.0%増）、搬送人員は676万9,172人（対前年比12万7,752人増、1.9%増）で前年と比較して救急出動件数、搬送人員ともに増加した（表1、図2参照）。

表1 救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

区分	救急出動件数						搬送人員					
	全出動件数			増減数			全搬送人員			増減数		
	うち 救急自動車による 件数	うち 消防防災ヘリコプターによる 件数	うち 救急自動車による増減数 前年比(%)	うち 消防防災ヘリコプターによる増減数 前年比(%)	うち 救急自動車による 人員	うち 消防防災ヘリコプターによる 人員	うち 救急自動車による増減数 前年比(%)	うち 消防防災ヘリコプターによる増減数 前年比(%)				
令和2年	5,935,694	5,933,277	2,417	▲707,078 (▲10.6)	▲706,490 (▲10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	▲684,531 (▲11.4)	▲684,178 (▲11.4)		
令和3年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375 (4.4)	260,304 (4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931 (3.7)	197,914 (3.7)		
令和4年	7,232,118	7,229,572	2,546	1,036,049 (16.7)	1,035,991 (16.7)	6,219,299	6,217,283	2,016	725,641 (13.2)	725,539 (13.2)		
令和5年	7,640,987	7,638,558	2,429	408,869 (5.7)	408,868 (5.7)	6,643,379	6,641,420	1,959	424,080 (6.8)	424,137 (6.8)		
令和6年	7,720,740	7,718,380	2,360	79,753 (1.0)	79,822 (1.0)	6,771,193	6,769,172	2,021	127,814 (1.9)	127,752 (1.9)		

(注) 各年とも1月から12月までの数値である。

図2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

2) 事故種別の救急出動件数及び搬送人員

令和6年中の救急自動車による救急出動件数の内訳を事故種別ごとにみると、「急病」が519万5,867件（対前年比2万1,373件増、0.4%増）、「一般負傷」が122万4,778件（対前年比3万9,381件増、3.3%増）、「転院搬送」が58万1,928件（対前年比2万5,561件増、4.6%増）、「交通事故」が39万3,941件（対前年比5,636件減、1.4%減）などとなっている（表3参照）。

過去20年における事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移をみると、「急病」と「一般負傷」は出動件数、構成比ともに増加している一方で、「交通事故」は出動件数、構成比ともに減少している。また、「転院搬送」の構成比は減少しているが、出動件数は増加している（図4参照）。

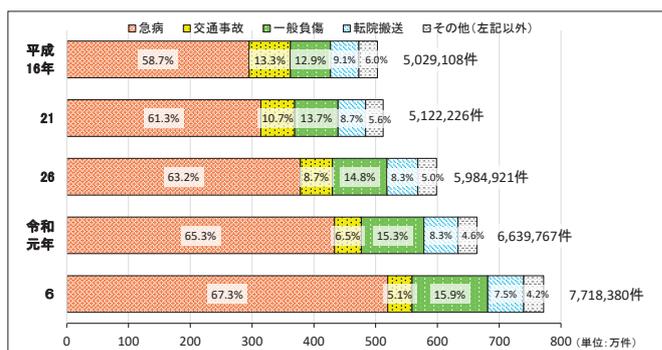
表3 事故種別の救急出動件数対前年

(単位: 件)

区分	令和6年中		令和5年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	5,195,867	67.3	5,174,494	67.7	21,373	0.4
交通事故	393,941	5.1	399,577	5.2	▲5,636	▲1.4
一般負傷	1,224,778	15.9	1,185,397	15.5	39,381	3.3
加害	27,234	0.4	27,126	0.4	108	0.4
自損行為	61,731	0.8	64,146	0.8	▲2,415	▲3.8
労働災害	62,279	0.8	60,576	0.8	1,703	2.8
運動競技	43,261	0.6	41,900	0.5	1,361	3.2
火災	24,059	0.3	24,029	0.3	30	0.1
水難	4,787	0.1	4,682	0.1	125	2.7
自然災害	770	0.0	653	0.0	117	17.9
転院搬送	581,928	7.5	556,367	7.3	25,561	4.6
その他(上記以外)	97,745	1.3	99,631	1.3	▲1,886	▲1.9
合計	7,718,380	100	7,638,558	100	79,822	1.0

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図4 事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。



令和6年中の救急自動車による搬送人員の内訳を事故種別ごとにみると、「急病」が455万7,993人（対前年比6万2,089人増、1.4%増）、「一般負傷」が110万1,897人（対前年比4万1,975人増、4.0%増）、「交通事故」が35万5,772人（対前年比4,777人減、1.3%減）などとなっている（表5参照）。

過去20年における事故種別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移をみると、事故種別ごとの救急出動件数と同様に、「急病」と「一般負傷」は搬送人員、構成比ともに増加している一方で、「交通事故」は搬送人員、構成比ともに減少している（図6参照）。

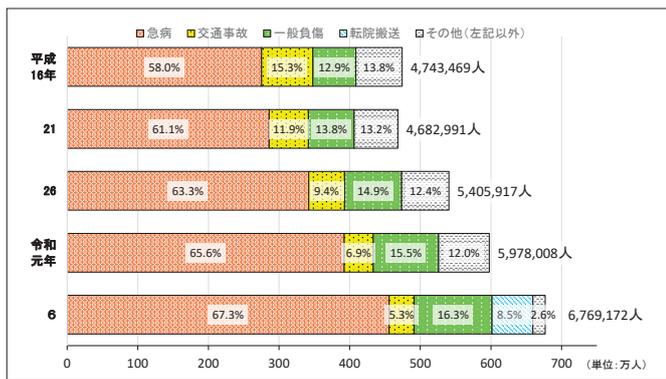
表5 事故種別の搬送人員対前年比

(単位：人)

Table with 7 columns: 区分, 令和6年中 (搬送人員, 構成比(%)), 令和5年中 (搬送人員, 構成比(%)), 対前年比 (増減数, 増減率(%)). Rows include 急病, 交通事故, 一般負傷, etc.

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図6 事故種別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



- 1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。
2 令和元年以前は「その他（左記以外）」に転院搬送を含む。

3) 年齢区分別の搬送人員

令和6年中の救急自動車による搬送人員の内訳を年齢区分別にみると、「高齢者」が428万4,953人（対前年比19万1,401人増、4.7%増）、「成人」が196万9,431人（対前年比1,199人増、0.1%増）、「乳幼児」が27万5,562人（対前年比6万485人減、18.0%減）などとなっている（表7参照）。

過去20年における年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移をみると、「高齢者」の搬送人員、構成比が増加している（図8参照）。

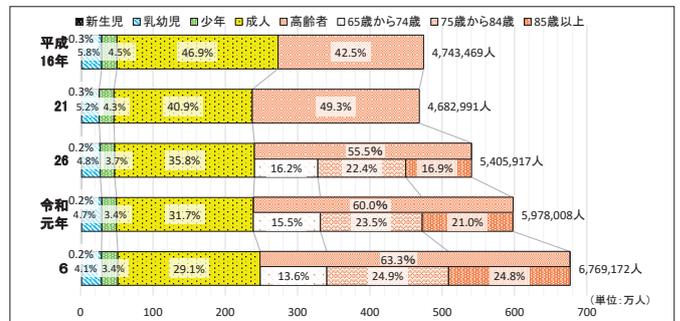
表7 年齢区分別の搬送人員対前年比

(単位：人)

Table with 7 columns: 年齢区分, 令和6年中 (搬送人員, 構成比(%)), 令和5年中 (搬送人員, 構成比(%)), 対前年比 (増減数, 増減率(%)). Rows include 新生児, 乳幼児, 少年, 成人, 高齢者 (with sub-categories).

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図8 年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



- 1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。
2 年齢区分の定義
新生児：生後28日未満の者
乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
少年：満7歳以上満18歳未満の者
成人：満18歳以上満65歳未満の者
高齢者：満65歳以上の者
ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者
イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者
ウ 85歳以上 満85歳以上の者

4) 傷病程度別の搬送人員

令和6年中の救急自動車による搬送人員の内訳を傷病程度別にみると、「軽症（外来診療）」が317万1,350人（対前年比4万7,482人減、1.5%減）、「中等症（入院診療）」が301万7,912人（対前年比16万7,290人増、5.9%増）、「重症（長期入院）」が49万1,471人（対前年比9,478人増、2.0%増）などとなっている（表9参照）。

過去20年における傷病程度別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移をみると、「軽症（外来診療）」の構成比は減少しているが、搬送人員は増加しており、「中等症（入院診療）」は搬送人員、構成比ともに増加している（図10参照）。

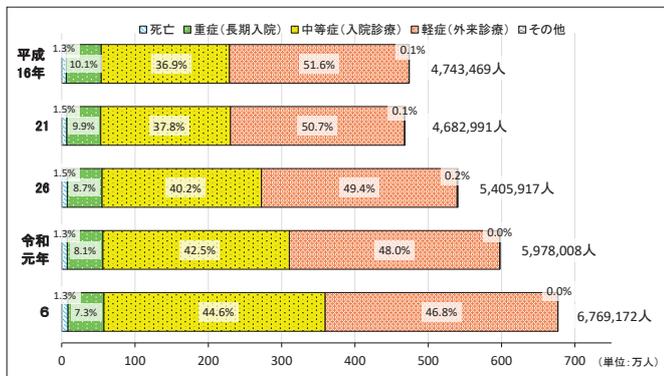
表9 傷病程度別の搬送人員対前年比

（単位：人）

傷病程度	令和6年中		令和5年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
死亡	86,199	1.3	88,127	1.3	▲1,928	▲2.2
重症(長期入院)	491,471	7.3	481,993	7.3	9,478	2.0
中等症(入院診療)	3,017,912	44.6	2,850,622	42.9	167,290	5.9
軽症(外来診療)	3,171,350	46.8	3,218,832	48.5	▲47,482	▲1.5
その他	2,240	0.0	1,846	0.0	394	21.3
合計	6,769,172	100	6,641,420	100	127,752	1.9

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図10 傷病程度別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 傷病程度の定義

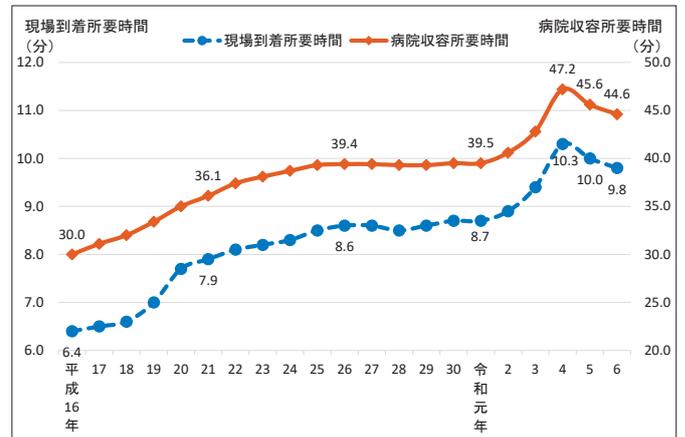
- 死亡：初診時において死亡が確認されたもの
- 重症（長期入院）：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症（入院診療）：傷病程度が重症又は軽症以外のもの
- 軽症（外来診療）：傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所に搬送したもの

※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれている。

5) 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間

令和6年中の救急自動車による現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）の平均は約9.8分（前年約10.0分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）の平均は約44.6分（前年約45.6分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約5.1分延伸している（図11参照）。

図11 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。



6) 一般市民による心肺蘇生（AEDの使用を含む。）
実施の有無別の生存率

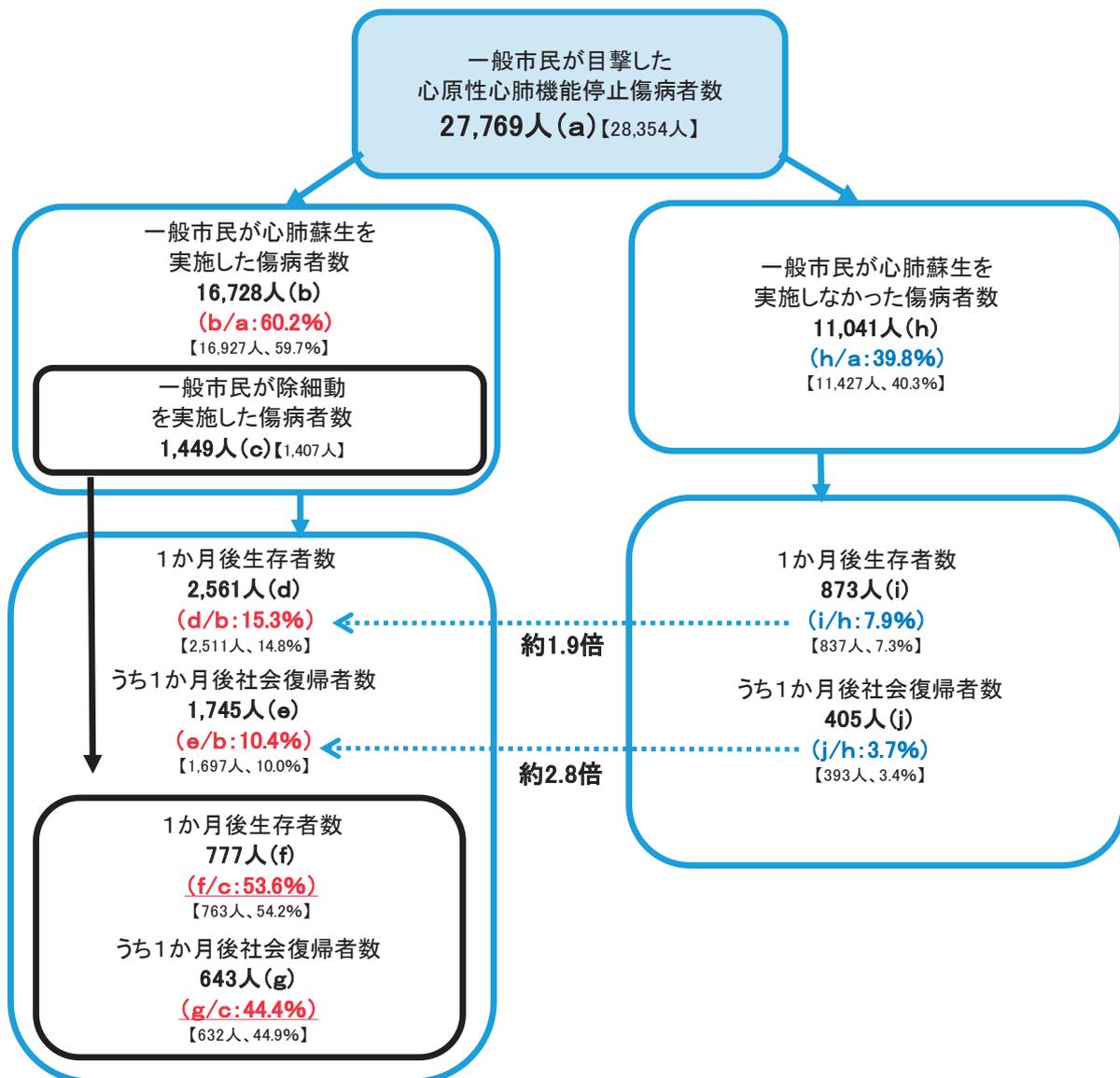
（一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率）

令和6年中に一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者は2万7,769人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万6,728人（60.2%）となっている。

一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者は1,449人で、そのうち1か月後生存者は777人（53.6%）、1か月後社会復帰者は643人（44.4%）となっている（図12参照）。

図12 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率（令和6年）

※【 】内は令和5年中の数値

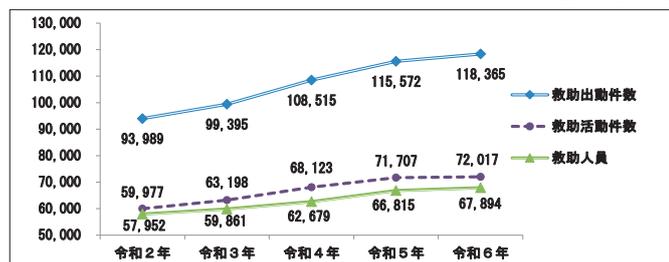




2 救助業務の実施状況

令和6年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数11万8,365件（対前年比2,793件増、2.4%増）、救助活動件数7万2,017件（同310件増、0.4%増）、救助人員6万7,894人（同1,079人増、1.6%増）であり、前年と比較して救助出動件数、救助活動件数及び救助人員はいずれも増加している（図13参照）。

図13 救助出動・活動件数及び救助人員の推移 (単位：件、人)



1) 救助出動件数

令和6年中においては、「風水害等自然災害事故」が414件（対前年比389件減、48.4%減）と減少する一方で、「建物等による事故」※が5万5,607件（同2,379件増、4.5%増）と増加している（表14参照）。

過去20年における事故種別の救助出動件数の構成比の5年ごとの推移をみると、「火災」及び「交通事故」が減少している一方で、「建物等による事故」※は年々増加している（図15参照）。

令和6年中における救助出動件数全体の構成比は、「建物等による事故」※が全体の47.0%を占め、最多の事故種別となっている。次いで「交通事故」19.4%、「水難事故」3.4%、「火災」3.2%の順となっている（表14、図15参照）。

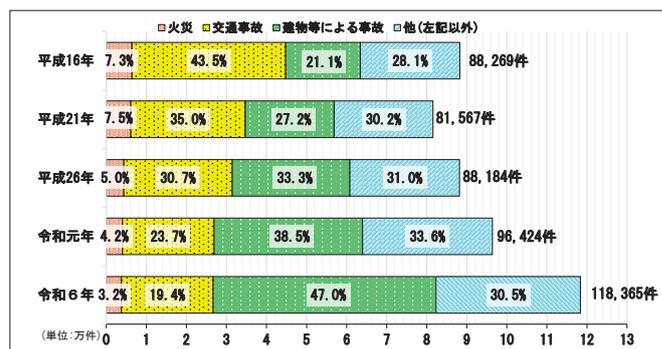
※「建物等による事故」には、意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものを含む。

表14 事故種別の救助出動件数と対前年比 (単位：件)

事故種別	令和6年中		令和5年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	3,783	3.2	3,702	3.2	81	2.2
交通事故	22,921	19.4	22,182	19.2	739	3.3
水難事故	3,987	3.4	4,027	3.5	▲40	▲1.0
風水害等自然災害事故	414	0.3	803	0.7	▲389	▲48.4
機械による事故	1,309	1.1	1,310	1.1	▲1	▲0.1
建物等による事故	55,607	47.0	53,228	46.1	2,379	4.5
ガス及び電気事故	964	0.8	923	0.8	41	4.4
破裂事故	2	0.0	5	0.0	▲3	▲60.0
その他	29,378	24.8	29,392	25.4	▲14	▲0.0
合計	118,365	100	115,572	100	2,793	2.4

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図15 事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

2) 救助活動件数

令和6年中においては、「風水害等自然災害事故」が226件(対前年比352件減、60.9%減)と減少する一方で、「建物等による事故」※が3万7,138件(同423件増、1.2%増)、「交通事故」が1万3,155件(同238件増、1.8%増)と増加している(表16参照)。

過去20年における事故種別の救助活動件数の構成比の5年ごとの推移をみると、「火災」及び「交通事故」が減少している一方で、「建物等による事故」※は年々増加している(図17参照)。

令和6年中における救助活動件数全体の構成比は、「建物等による事故」※が51.6%を占め、最多の事故種別となっている。次いで「交通事故」18.3%、「火災」5.3%、「水難事故」4.1%の順となっている(表16、図17参照)。

※「建物等による事故」には、意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものを含む。

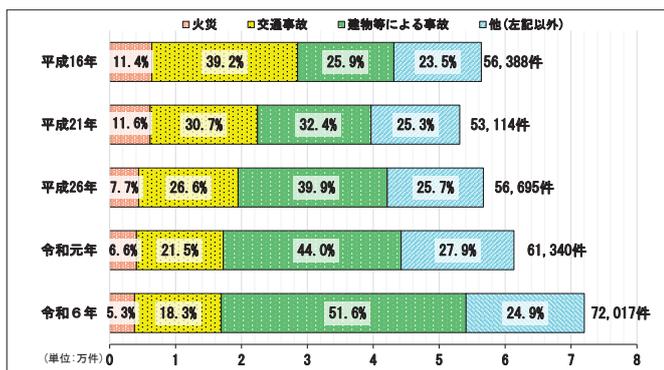
表16 事故種別の救助活動件数と対前年比

(単位:件)

事故種別	令和6年中		令和5年中		対前年比	
	活動件数	構成比(%)	活動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	3,783	5.3	3,702	5.2	81	2.2
交通事故	13,155	18.3	12,917	18.0	238	1.8
水難事故	2,919	4.1	2,952	4.1	▲33	▲1.1
風水害等自然災害事故	226	0.3	578	0.8	▲352	▲60.9
機械による事故	811	1.1	820	1.1	▲9	▲1.1
建物等による事故	37,138	51.6	36,715	51.2	423	1.2
ガス及び電気事故	619	0.9	620	0.9	▲1	▲0.2
破裂事故	1	0.0	3	0.0	▲2	▲66.7
その他	13,365	18.6	13,400	18.7	▲35	▲0.3
合計	72,017	100	71,707	100	310	0.4

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図17 事故種別の救助活動件数と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

3) 救助人員

令和6年中においては、「風水害等自然災害事故」が792人(対前年比774人減、49.4%減)と減少する一方で、「建物等による事故」※が3万2,728人(同1,129人増、3.6%増)、「交通事故」が1万6,958人(同832人増、5.2%増)と増加している(表18参照)。

過去20年における事故種別の救助人員の構成比の5年ごとの推移をみると、「火災」及び「交通事故」が減少している一方で、「建物等による事故」※は年々増加している(図19参照)。

令和6年中における救助人員全体の構成比は、「建物等による事故」※が最多となり、救助人員全体の48.2%を占めている。次いで「交通事故」25.0%、「水難事故」4.6%、「火災」2.3%の順になっている(表18、図19参照)。

※「建物等による事故」には、意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものを含む。

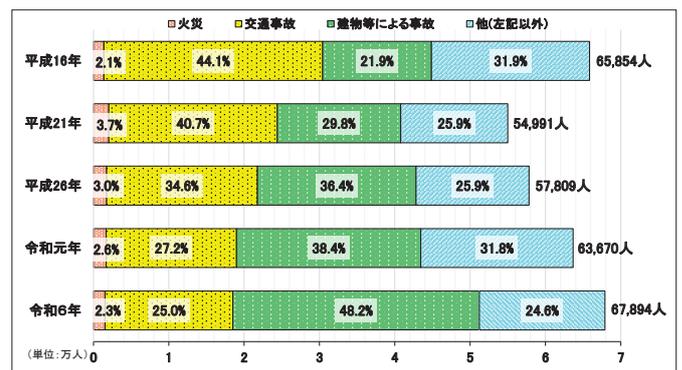
表18 事故種別の救助人員と対前年比

(単位:人)

事故種別	令和6年中		令和5年中		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1,538	2.3	1,623	2.4	▲85	▲5.2
交通事故	16,958	25.0	16,126	24.1	832	5.2
水難事故	3,118	4.6	3,122	4.7	▲4	▲0.1
風水害等自然災害事故	792	1.2	1,566	2.3	▲774	▲49.4
機械による事故	967	1.4	981	1.5	▲14	▲1.4
建物等による事故	32,728	48.2	31,599	47.3	1,129	3.6
ガス及び電気事故	558	0.8	560	0.8	▲2	▲0.4
破裂事故	1	0.0	2	0.0	▲1	▲50.0
その他	11,234	16.5	11,236	16.8	▲2	▲0.0
合計	67,894	100	66,815	100	1,079	1.6

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図19 事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

3 消防防災ヘリコプターによる救急・救助等業務の実施状況

消防防災ヘリコプターは、令和7年11月1日現在、全国46都道府県に合計77機配備されている（総務省消防庁ヘリコプター5機を含む）。

令和6年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は2,360件（対前年比69件減、2.8%減）、救助出動件数は1,999件（対前年比84件増、4.4%増）となっている。

その他に、火災出動件数は749件（対前年比202件減、21.2%減）、情報収集・輸送等出動件数は218件（対前年比73件増、50.3%増）となっており、全ての出動件数の合計は5,326件（対前年比114件減、2.1%減）となっている（表20参照）。

表20 消防防災ヘリコプター災害出動状況の推移 (単位：件、人)

区分	火災				救助				救急				情報収集・輸送等				計		
	管内	管外	計	割合	管内	管外	計	割合	管内	管外	計	割合	管内	管外	計	管内	管外	計	
	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数	救助・救急搬送人員	出動件数
令和2年	718	83	801	15.6%	1,401	318	1,719	33.4%	1,929	489	2,417	47.0%	176	34	210	4.1%	4,224	923	5,147
令和3年	707	137	844	16.0%	1,465	257	1,722	32.6%	1,882	606	2,488	47.0%	215	20	235	4.4%	4,269	1,020	5,289
令和4年	755	90	845	15.4%	1,561	337	1,898	34.6%	1,894	652	2,546	46.4%	182	12	194	3.5%	4,392	1,091	5,483
令和5年	824	127	951	17.5%	1,562	353	1,915	35.2%	1,738	641	2,429	44.7%	121	24	145	2.7%	4,296	1,145	5,440
令和6年	655	94	749	14.1%	1,555	444	1,999	37.5%	1,849	511	2,360	44.3%	143	75	218	4.1%	4,202	1,124	5,326

※ 火災出動件数とは、火災現場における消火活動の他、情報収集活動等を実施した運航件数をいう。
 ※ 「情報収集・輸送等」欄の救助・救急搬送人員は輸送人員を示す。
 ※ 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

1) 消防防災ヘリコプターの救急出動件数

令和6年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は、「一般負傷」が702件（対前年比5件増、0.7%増）、「転院搬送」が503件（対前年比56件減、10.0%減）、「急病」が508件（対前年比54件増、11.9%増）、「医師搬送」が280件（対前年比94件減、25.1%減）などとなっている（表21参照）。

過去20年における事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移をみると、「一般負傷」の割合が増加している一方で、「転院搬送」の割合が減少している（図22参照）。

表21 消防防災ヘリコプター救急出動件数と対前年比

(単位：件)

事故種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	救急出動	構成比(%)	救急出動	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	31	1.3	35	1.4	▲4	▲11.4
交通事故	84	3.6	63	2.6	21	33.3
労働災害	85	3.6	75	3.1	10	13.3
一般負傷	702	29.7	697	28.7	5	0.7
急病	508	21.5	454	18.7	54	11.9
転院搬送	503	21.3	559	23.0	▲56	▲10.0
医師搬送	280	11.9	374	15.4	▲94	▲25.1
火災	2	0.1	1	0.0	1	100.0
自然災害	31	1.3	5	0.2	26	520.0
運動競技	5	0.2	4	0.2	1	25.0
加害	0	0	1	0.0	▲1	▲100.0
自損行為	22	0.9	21	0.9	1	4.8
その他の救急	107	4.5	140	5.8	▲33	▲23.6
合計	2,360	100	2,429	100	▲69	▲2.8

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図22 消防防災ヘリコプター事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



※平成16年の医師搬送件数は不明である。
 ※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2) 消防防災ヘリコプターの救急搬送人員数

令和6年中の消防防災ヘリコプターの救急搬送人員は、「一般負傷」が704人（対前年比7人増、1.0%増）、「転院搬送」が510人（対前年比38人減、6.9%減）、「急病」が411人（対前年比54人増、15.1%増）などとなっている（表23参照）。

過去20年における事故種別の救急搬送人員と構成比の5年ごとの推移をみると、「一般負傷」の割合が増加している一方で、「転院搬送」の割合が減少している（図24参照）。

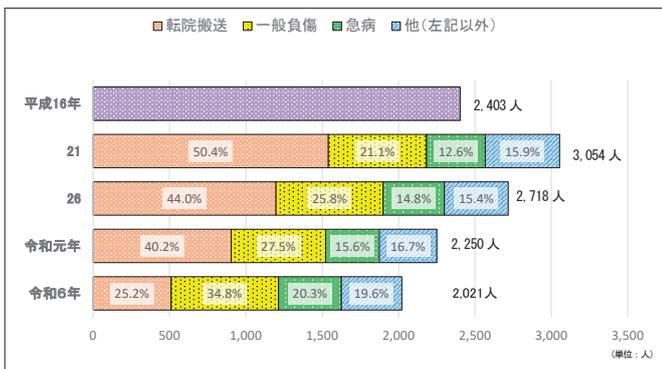
表23 消防防災ヘリコプター救急搬送人員と対前年比

(単位：人)

事故種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	34	1.7%	38	1.9	▲4	▲10.5
交通事故	75	3.7%	53	2.7	22	41.5
労働災害	81	4.0%	73	3.7	8	11.0
一般負傷	704	34.8%	697	35.6	7	1.0
急病	411	20.3%	357	18.2	54	15.1
転院搬送	510	25.2%	548	28.0	▲38	▲6.9
火災	2	0.1%	1	0.1	1	100.0
自然災害	74	3.7%	13	0.7	61	469.2
運動競技	6	0.3%	4	0.2	2	50.0
加害	0	0.0%	1	0.1	▲1	▲100.0
自損行為	10	0.5%	17	0.9	▲7	▲41.2
その他の救急	114	5.6%	157	8.0	▲43	▲27.4
合計	2,021	1	1,959	100	62	3.2

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図24 消防防災ヘリコプター事故種別の救急搬送人員と構成比の5年ごとの推移



※平成16年は総人員のみ計上している。

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

3) 消防防災ヘリコプターの救助出動件数

令和6年中の消防防災ヘリコプターの救助出動件数は、「山岳」が1,247件（対前年比75件減、5.7%減）、「水難」が436件（対前年比60件増、16.0%増）、「自然災害」が133件（対前年比117件増、731.3%増）、「火災」が1件となっている（表25参照）。

過去20年における事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移をみると、「山岳」の割合が増加している一方で、「水難」の割合が減少している（図26参照）。

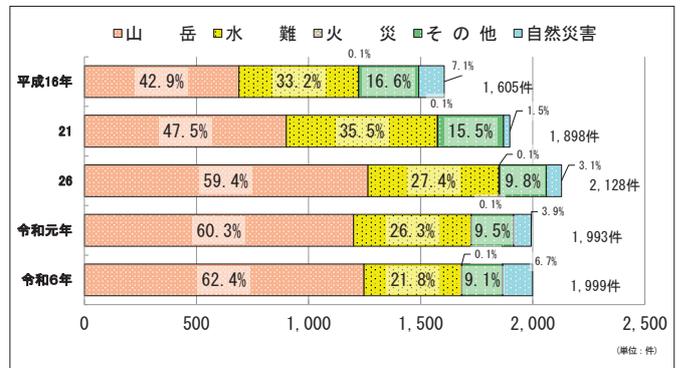
表25 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と対前年比

(単位：件)

事故種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	救助出動件数	構成比(%)	救助出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1	0.1	0	0.0	1	-
水難	436	21.8	376	19.3	60	16.0
自然災害	133	6.7	16	0.9	117	731.3
山岳	1,247	62.4	1,322	69.8	▲75	▲5.7
その他	182	9.1	201	10.0	▲19	▲9.5
合計	1,999	100	1,915	100	84	4.4

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図26 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移



※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

4) 消防防災ヘリコプターの救助人員数

令和6年中の消防防災ヘリコプターの救助人員は、「山岳」が1,029人（対前年比19人減、1.8%減）、「自然災害」が269人（対前年比254人増、1693.3%増）、「水難」が63人（対前年比3人増、5.0%増）、「火災」が1人となっている（表27参照）。

表27 消防防災ヘリコプター救助人員と対前年比

（単位：人）

事故種別	令和6年		令和5年		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1	0.1	0	0.0	1	-
水難	63	4.0	60	5.0	3	5.0
自然災害	269	17.1	15	1.2	254	1,693.3
山岳	1,029	65.6	1,048	86.9	▲19	▲1.8
その他	207	13.2	83	6.9	124	149.4
合計	1,569	100	1,206	100	363	30.1

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

5) 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数

大規模災害発生時には、消防防災ヘリコプターは、緊急消防援助隊航空小隊として出動し、機動力を活かした救助、救急、情報収集、資機材・人員輸送等、多岐にわたる任務を遂行し、大きな成果をあげている。

令和6年中における消防防災ヘリコプターの緊急消防援助隊航空小隊としての出動件数及び救助・救急搬送人員は271件・376人。このうち、令和6年能登半島地震に伴う災害は204件・296人、令和6年9月奥能登豪雨は67件・80人となっている（表28参照）。

表28 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員の推移（過去5年間）

（単位：件、人）

年・災害名	区分	緊急消防援助隊	計	緊急消防援助隊航空小隊	計
		航空小隊出動件数		による救助・救急搬送人員	
令和2年	令和2年7月豪雨	73	73	236	236
令和3年	令和3年栃木県足利市林野火災	59	59	0	0
令和4年	—	0	0	0	0
令和5年	—	0	0	0	0
令和6年	令和6年能登半島地震	204	271	296	376
	令和6年9月奥能登豪雨	67		80	

問合せ先

（救急）消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529
（救助）消防庁国民保護・防災部参事官付
TEL: 03-5253-7507
（航空）消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
TEL: 03-5253-7569

国際消防救助隊連携訓練の開催

参事官

国際消防救助隊（IRT）は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく国際緊急援助隊（JDR）・救助チームの一員として海外の大規模災害に対し派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を発揮し、我が国の国際緊急援助に貢献しています。その派遣回数は、昭和61年の発足以来、22回を数え、直近では、令和5年2月にトルコ共和国南東部へ、大規模な地震による被害への支援のため派遣されています。

消防庁では、あらかじめ77消防本部599名の隊員を国際消防救助隊員として登録し、被災地で円滑に救助活動を実施するための準備体制を構築しています。

そして、海外の被災地において、国際的なガイドラインに準拠した適切かつ安全な捜索・救助活動を実施するため、平成24年度から「国際消防救助隊連携訓練」を開催し、国際消防救助隊の更なる活動能力の充実を図っています。

今年度は、新潟市消防局及び京都市消防局の協力の下、連携訓練を開催しました。

<新潟市消防局>

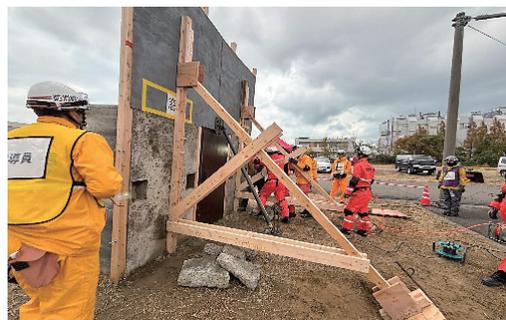
- ・実施日 令和7年11月19日（水）～21日（金）
- ・場 所 新潟県消防学校
- ・参加隊員 38登録消防本部 40名
- ・訓練指導員 22名

IRT指導員

- JDR・救助チーム技術検討員
- JDR・救助チームハンドラー登録者（救助犬含む）
- JDR・救助チーム医療班登録者
- JDR・救助チーム構造評価専門家登録者

新潟県消防学校で実施した連携訓練では、38登録消防本部から40名の登録隊員が参加し、ブリーチング（鉄筋コンクリート等の破壊技術）、ショアリング（倒壊建物等における木材を活用した安定化技術）及びロープレスキュー（倒壊建物等におけるロープを活用した救助技術）の基本訓練に加え、複合型想定訓練を実施しました。

複合型想定訓練では、活動時間が6時間と設定された中、様々な手技を実施するだけでなく、ハンドラーと連携した救助犬サーチ、構造評価と連携した進入口の状況評価及びショアリング判断、医療班のアドバイスによる救命士の要救助者対応まで、他機能（医療班、構造評価及びハンドラー）と密に連携した訓練を実施しました。



ショアリング



ロープレスキュー



複合型想定訓練

<京都市消防局>

- ・実施日 令和8年1月28日（水）～30日（金）
- ・場 所 京都市消防活動総合センター
- ・参加隊員 39登録消防本部 44名
- ・訓練指導員 21名

RT指導員

- JDR・救助チーム技術検討員
- JDR・救助チーム医療班登録者
- JDR・救助チーム構造評価専門家登録者
- 日本レスキュー協会（救助犬含む）

京都市消防活動総合センターで実施した連携訓練では、39登録本部から44名の登録隊員が参加し、ASR 2（救助を必要としている方がいる可能性がある現場を特定するための活動）、資機材取扱訓練、ブリーチング（鉄筋コンクリート等の破壊技術）及びショアリング（倒壊建物等における木材を活用した安定化技術）の基本訓練に加え、複合型想定訓練を実施しました。

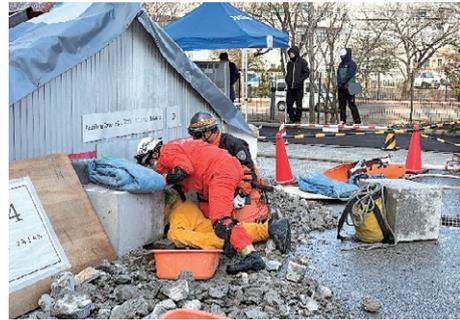
ASR 2では、通訳を介し情報提供者からの情報収集を行うとともに、写真現示だけでなく、実物の建物や訓練場を活用した訓練を実施しました。

複合型想定訓練では、山岳壁からの隊員及び資機材の投入、高所での下方ブリーチング（鉄筋コンクリート等の破壊技術）、狭隘閉鎖空間での救急・医療処置の訓練を余震リスクや身体的制約がある中で、他機能（医療班、構造評価及びハンドラー）と密に連携した訓練を実施することで、隊員間や他機能との連携を密にすることの重要性をより認識する機会となりました。

両会場とも2日半という短い訓練期間ではあったものの、実派遣さながらの過酷な条件下での訓練を行いました。訓練参加隊員は高い集中力を継続し、訓練に取り組みました。

消防庁では、今後の派遣要請に備えるため、引き続き、国際消防救助隊員を対象として、国際基準に沿った救助技術や知識等を取得するための連携訓練等を実施し、各隊員が海外の被災地において効果的な救助活動を行えるよう能力強化を行ってまいります。

最後に、本訓練の開催に先立ち、長期間における調整等、多大なるご尽力をいただいた新潟市消防局及び京都市消防局に対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



梁破壊



複合型想定訓練



複合型想定訓練



新潟会場



京都会場

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付 豊田、佐山
TEL: 03-5253-7507

令和7年度 全国消防防災主管課長会議の開催

総務課

都道府県の消防防災主管課、東京消防庁及び指定都市消防本部を対象とした全国消防防災主管課長会議を一般財団法人自治体衛星通信機構の中継配信により開催しました。

会議では、大沢消防庁長官から挨拶を行った後、消防庁の各課室長等から消防関係予算(案)や地方財政措置、消防庁の施策等に関する説明を行いました。また、消防庁のほか、総務省自治行政局公務員部応援派遣室や総務省総合通信基盤局電波部移動通信課、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)、内閣府(防災担当)からも説明いただきました。

会議の様子は、(一財)自治体衛星通信機構のホームページで動画配信しておりますので、下記よりご覧ください。

(一財)自治体衛星通信機構 消防チャンネル
<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou>

令和7年度 全国消防防災主管課長会議 次第

【令和8年1月30日(金)】

説明項目等	説明者	
1 消防庁長官挨拶	消防庁長官	大沢 博
2 令和7年度消防庁補正予算及び令和8年度消防庁予算案	総務課長	大塚 大輔
3 消防分野における技術戦略施策について 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)について 消防分野における新技術の現場実装の取組について	技術戦略室長	千葉 修平
4 女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について 男性職員の育児休業等取得促進について 消防本部におけるハラスメント等への対策について 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について 令和8年度地方財政措置(消防庁関係) 消防の広域化及び連携・協力の推進について 大船渡市林野火災を踏まえた飛び火警戒要領の見直し等について 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定について	消防・救急課長	田中 雄章
5 救急業務の現状 マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進 救急安心センター事業(＃7119)の全国展開 熱中症予防対策の強化 口動救急隊の導入検討 病院救急車や患者等搬送事業者の活用 救急業務のDX推進	救急企画室長	岡地 俊季
6 令和7年度の内閣府防災の取り組みについて	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害緊急事態対処担当)	小林 弘史
7 トイレカーの整備 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備 指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備等) 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋や防災コンテナの整備 避難行動要支援者対策について	防災課長	天利 和紀

7	地方公共団体における業務継続計画 地方公共団体における受援計画 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源の整備 防災拠点となる公共施設等の耐震化等 地方防災会議における女性委員の積極的な登用・防災分野における女性の参画促進 市町村の災害対応力強化のための研修・訓練 市町村長による危機管理の要諦・令和6年度の災害を中心とした事例集 外国人に対する災害時の情報発信 地方公共団体と郵便局が連携した取組の推進について 市区町村の防災体制について	防災課長	天利 和紀
8	住宅防火対策及び地震火災対策(感震ブレーカー普及推進について) 火災予防関係の基準改正について 火災予防分野のデジタル化について	予防課長	渡辺 剛英
9	セルフ給油取扱所におけるデジタル技術の活用について 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所の明確化について 危険物保安分野のデジタル化について 危険物規制事務に関する諸課題について	危険物保安室長	加藤 晃一
10	林野火災対策について 石油コンビナート等における災害対策について 航空機火災対策について	特殊災害室長	中越 康友
休 憩			
11	令和8年度 教育訓練計画について	消防大学校副校長	日高 真実
12	消防研究センターの取り組み	消防研究センター 技術研究部長	畑山 健
13	国民の保護に関する基本指針の変更等について	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付 参事官補佐	井上 卓磨
14	国民保護に関する最近の諸課題について	国民保護室長	三浦 宏
15	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災室長	熊野 敏行
16	災害発生時における被害状況の速やかな報告について	応急対策室長	原尻 賢司
17	大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について	総務省自治行政局 応援派遣室 課長 補佐	小比類巻 啓吾
18	災害時の住民への情報伝達 地域衛星通信システムの第三世代化に係る調整 自治体・消防本部における衛星通信システム等の整備 統計情報 災害時の映像情報収集・共有 消防指令システムの高度化等	防災情報室長	西室 洋介
19	災害時における携帯電話基地局の強化対策の必要性について 能登半島地震における携帯基地局の停波状況について 携帯基地局強化の具体的対策について 国・自治体・事業者の役割分担について 対策を実施する箇所、地域、期間について 令和7年度補正予算、令和8年度当初予算における要件緩和項目について	総務省総合通信 基盤局 移動通信課 課長 補佐	田代 広宣
20	緊急消防援助隊の充実強化について	広域応援室長	功刀 岳秀
21	救助技術の高度化の推進 国際協力の推進	参事官	櫻井 泰典

問合せ先

消防庁総務課 広報係
TEL: 03-5253-7521

第72回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共同主唱により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

本年実施された第72回文化財防火デーにおいて消防庁では、大國魂神社（東京都府中市）及び松江城（島根県松江市）で行われた訓練において、文化財建造物等での自衛消防組織等による防火態勢の確認をするとともに、消防隊による救助活動や消火活動の様子を視察しました。

全国で消防訓練を実施いただいた文化財関係者及び消防関係者に感謝いたしますとともに、引き続き文化財の防火対策についてご協力をお願いいたします。

文化財における火災予防のポイント

「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁）において以下の留意点が示されています。

- ・火災の早期覚知のための警報設備等の充実や、初期消火対策、延焼防止対策の充実のための設備の点検や見直しを行うこと。
- ・電気設備について点検表を策定し、電気火災防止に関する点検を実施することや、カーテン、絨毯、その他の物品（障子紙、襖紙等）について文化財的価値に支障がない範囲で、防災性能を有するものへ変更することなどにより、出火防止対策を徹底すること。
- ・スプリンクラー設備等の自動消火設備を設置することや、それが困難な場合には屋内消火栓設備等を用いた迅速な消火活動の実施可能性を定期的に訓練等を行うことで確認すること、さらにこれらが困難な場合には設備の強化や人的体制を見直すこと等により、初期消火対策を強化すること。
- ・夜間等の対応者が少ない状況下においても確実に初期消火が実施できるように訓練を実施すること。
- ・所有者等以外の者が通常の利用方法と異なる方法で利用を行う場合において、出火防止対策や初期消火対策を所有者と確認すること。



大國魂神社（東京都府中市）での訓練の風景



大沢消防庁長官による講評



松江城（島根県松江市）での訓練の風景



鳥井消防庁審議官による講評

問合せ先

消防庁予防課予防係 清水
TEL: 03-5253-7523

ベトナム公安省職員への火災予防技術専科研修

予防課

1 はじめに

消防庁では、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度や優れた性能・品質を積極的に発信することにより、消防用機器等の海外展開の推進に取り組んでいるところです。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成 30年 10 月に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」（以下「覚書」という。）を締結しています。

覚書の協力範囲

- 火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
- 人材育成及び能力形成
- 協働の進展に向けた協力

2 「火災予防技術専科研修」の実施

上記覚書に基づき、令和 7年12月及び令和 8年 1 月に、ベトナム公安省職員に対して、日本の消防用機器等に関する検定実務等への理解を深め、日本の規格や製品へのベトナムにおける信頼性向上に資することを目的として、火災予防技術専科研修を実施しました。



座学の様子

火災予防技術専科研修では、消火器研修プログラム及び警報設備研修プログラムを設け、各プログラムに応じた消防用機器等の講義、検定実務に関する講習を日本消防検定協会にて実施しました。



試験機や実機を用いた研修の様子

また、当該研修の一環として、警報設備研修プログラムでは、全国消防機器協会海外展開支援センター会員である、能美防災株式会社及びニッタン株式会社の製造工場等を視察しました。



閉講式にて

3 おわりに

消防庁としては、今後も覚書に基づき、必要な協力を行うとともに、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につながるよう日本の消防関連規格、認証制度の普及に努めていきます。

問合せ先

消防庁予防課 川合、川島
TEL: 03-5253-7523



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

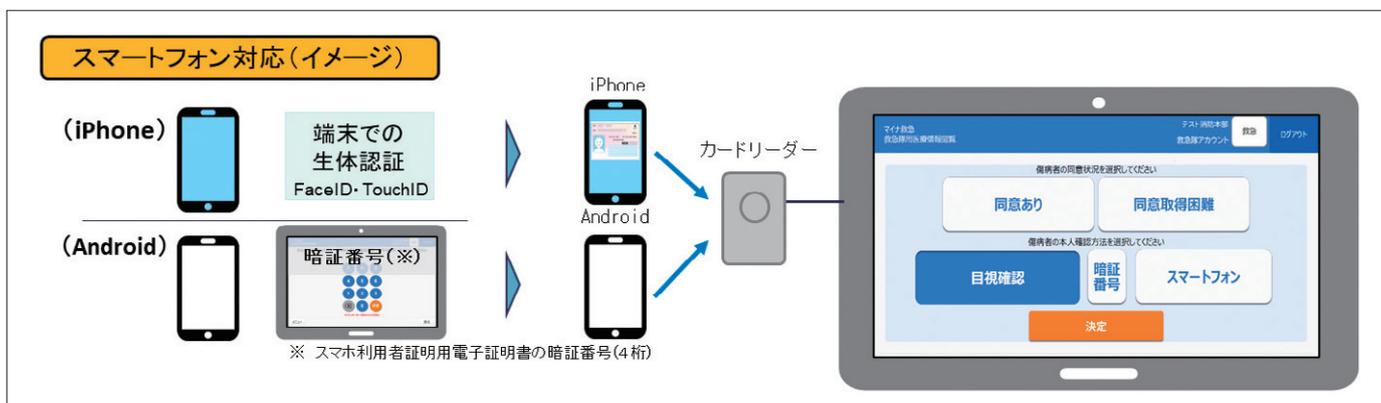
救急企画室

1 マイナ保険証を搭載したスマートフォンへの対応について

マイナ救急は、マイナ保険証として登録された傷病者のマイナンバーカードを救急隊専用のマイナ救急システムで読み取ることにより実施していますが、令和8年4月から、マイナ保険証を搭載したスマートフォン(iPhone、Androidどちらも対応)でもマイナ救急を実施できるよう、マイナ救急システムの機能拡充を進めています。なお、マイナ救急システムを改修することにより機能拡充を行いますが、各消防本部においてタブレット端末ごとの個別作業は更新ファイル配信時の再起動操作のみであり、また、令和7年度実証事業において無償貸付を行ったカードリーダーはスマートフォンに対応しているものですので、各消防本部においては新たに準備

をする必要はありません。

マイナ保険証を搭載したスマートフォンでマイナ救急を実施する場合は、傷病者本人による生体認証(iPhone端末)又は暗証番号(スマホ利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁)の入力(Android端末)が必要となり、傷病者本人による操作が前提となるため、意識不明時等はマイナ救急を実施することはできません。カードのマイナ保険証があれば、意識不明時であってもマイナ救急を実施することができますので、マイナ保険証を搭載したスマートフォンをお持ちの方も、引き続き、カードのマイナ保険証を持ち歩いていただくようお願いいたします。



2 令和7年度マイナ救急実証事業を踏まえた救急現場の声について

(1) 活用事例について

各消防本部から、以下のような事案でマイナ救急を活用できたとの声を頂いています。

円滑な搬送先の選定に繋がった事例

- ・過去の受診歴を確認したことで、搬送先選定の一助となった事例
- ・薬物過量服用した事案において、処方されている薬を確認できた事例
- ・傷病者の意識状態が悪く、家族も傷病者情報を把握していない状況で活用した事例

傷病者の負担軽減に繋がった事例

- ・症状に構音障害があり、情報収集に活用した事例
- ・痛みにより会話することが困難であったが情報を確認できた事例
- ・外国籍傷病者であり、日本語での情報聴取に苦慮したが円滑に情報を確認できた事例
- ・お薬手帳を探す時間を省略した事例(医療機関からお薬手帳を持参するよう求められた)

治療の事前準備に繋がった事例

- ・過去の手術歴を確認し、医療機関へ伝達することで処置の事前準備に繋がった事例
- ・病歴や傷病者の体重を把握できた事例

医師への正確な引継ぎに繋がった事例

- ・曖昧な情報の裏付けとした事例
- ・聴取した内容とマイナ救急の情報に相違があり、情報を再確認できた事例
- ・自身の薬剤情報を把握しておらず、お薬手帳の所在も不明であった事例
- ・当日に処方された薬をマイナ救急（電子処方箋）で確認した事例
- ・救急時医療情報閲覧用端末を引継ぎに活用し、正確な医師引継ぎに繋がった事例

(2) 傷病者、医療機関の声

傷病者や医療機関の声についても紹介します。

傷病者の声

- 気が動転していて、細かい質問に答えられなかったが、マイナ救急で詳細情報を救急隊に伝えることが出来た
- お薬を持参する手間が省けて、非常に助かった
- 痛みが強く、話すことができないときに情報を見てもらえるのはありがたい
- 家族でもすべての情報を把握しているわけではないので助かる
- 忘れていた過去の病歴がわかって助かった



医療機関の声

- 救急隊から早期に正確な情報を共有いただくことで、緊急性の認知や対策の準備ができたため有用であった
- かかりつけではない方の救急搬送は情報が少なく苦慮するが、マイナ救急で情報を共有いただき助かった
- 県外医療機関かかりつけであった傷病者の情報が把握できたので良かった。

問合せ先

消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

緊急消防援助隊受援時における活動拠点に関する協定を締結

小山市消防本部

小山市消防本部は、令和8年1月22日（木）、日東工業株式会社栃木野木工場を活動拠点とする内容の協定を、日東工業株式会社（本社所在地：愛知県長久手市）と締結しました。

本協定は、管轄内外において大規模災害が発生した場合に、緊急消防援助隊受援時の活動拠点として、本市が消防事務の委託を受けている野木町に所在する同社の栃木野木工場の敷地を提供いただくことを目的としたものです。

本協定の締結による災害対応力の強化により、迅速かつ的確な消防活動の実施につながります。



国宝松本城消防総合訓練を実施

松本広域消防局

松本広域消防局は、令和8年1月26日、文化財防火デー行事の一環として、国宝松本城天守において消防総合訓練を実施しました。乾小天守からの出火を想定し、強風下で延焼が拡大する状況に対応するため、自衛消防隊による初期消火、多言語を用いた避難誘導、はしご車による救出訓練を実施しました。訓練の最後には一斉放水を行い、関係機関の連携体制と対応力を確認するとともに、国宝松本城を次世代へ確実に継承していく決意を新たにしました。



消防通信 望楼 ぼうろう

デイトム救急隊の救急車（A12）が更新整備されました

八尾市消防本部

令和7年12月23日（火）八尾市消防本部デイトム救急隊の救急車（A12）が更新整備されました。今回は複業人材（プロダクトデザイナー水野昌彦さん）のお力をお借りし、10年以上続いたデザインを一新して、効果的に救急車の適正利用を広報しつつ、市民の意識改革を図るため、ただ目立つだけのデザインではなく、市民の行動につながる伝わり方を意識したラッピングデザインになっています。

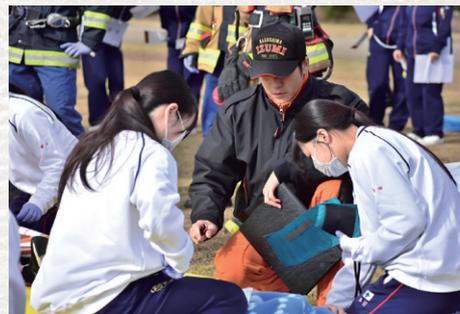
今後も、救急安心センター#7119の普及啓発を図り、救急車の適正利用の促進に努めてまいります。



未来の医療を担う学生と合同訓練を実施

出水市消防本部

令和7年12月15日、市内にある高等学校の看護学生と合同で集団災害事故対応訓練を実施しました。多数傷病者の発生を想定した実践的な訓練として、看護学生には救急救命士が指導に当たり、トリアージ等の役割を担いました。現場に即した環境下で災害医療への理解を深めるとともに、将来の医療・救急を支えていく者同士が協働する可能性を見据え、非常に有意義な機会となりました。今後も関係機関などとの連携を意識した合同訓練を継続して実施していきます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

女性活躍推進コースにおける教育訓練

消防大学校では、節目の10回目となる女性活躍推進コースを開催しました（令和7年12月11日～12月19日）。このコースは、女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させることを目的に実施しています。全国の消防本部から女性消防吏員48名が、入校前のeラーニングによる個別学習を経て、2日間のリモート講義と5日間の全寮制の集合教育に参加しました。

リモート講義では、最新の消防行政の動向、リーダー育成や人事管理など幹部職員として必要な知識に加え、現場指揮に必要となる安全管理の知識や、職域の拡大に向け、緊急消防援助隊派遣時の活動状況等について、派遣隊としての活動経験がある女性消防吏員の講義を受講しました。

集合教育期間には、部下指導のための教育技法、ペップトークや説得技法等の講義を受講しました。また、女性管理職によるキャリアプランに関する講義では、自らが後輩のためにロールモデルになる必要性を実感するとともに、頑張り過ぎず自然体で前向きに取り組むことが大切であることを学びました。

課題研究発表では、各自与えられたテーマについて全員が1人ずつ研究結果を発表する形で相互啓発が行われるとともに、コメンテーターとして臨席した先輩女性消防吏員や女性活躍推進アドバイザーから様々なアドバイスをいただきました。

また、警防面の更なるスキルアップを目的とした実技

訓練として、指揮隊運用の図上訓練を繰り返し実施し、基本的指揮要領を学びました。その後、指揮シミュレーション訓練で、指揮隊と活動部隊との情報共有や部隊連携の重要性などを学び、現場指揮技術の向上を図りました。

火災現場指揮訓練では、火災現場と同様の熱、煙の状況をつくり、中性帯やロールオーバー等の火災性状を観察するとともに、注水による熱環境の変化や脱出時間を確保するための注水技術を学び、現場の安全管理能力の向上に努めました。

本コースは、幹部として必要となる知識及び技術の習得を行うとともに、全国の女性消防吏員の仲間と共通課題に取り組み、今後のキャリア形成等について情報共有できる素晴らしい機会です。学生からは、「昇任試験を受験する意欲が湧いてきた。」「自らを成長させ、組織の向上に貢献したい。」などの声がありました。

今後は、研修で得た知識及び技術を最大限に発揮し、吏員としての強い連帯意識で結ばれた全国の仲間達と助け合いながら、地域の安心・安全のために一層ご活躍されることを心から願っております。

消防大学校では、幹部科等で女性活躍推進の意義について講義を設けるとともに、本コースの実施のほか各学科、コースともに定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進しています。女性消防吏員の皆様の消防大学校への積極的な入校をお待ちしております。



指揮シミュレーション訓練



注水訓練



閉講式後の全体写真

航空隊長コースにおける教育訓練

消防大学校では、消防・防災航空隊の隊長等に対し、航空隊の運用・活動統制・広域応援等を学び、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的として実務講習「緊急消防援助隊教育科航空隊長コース」の教育訓練を実施しています。令和7年度は、第25回を2週間（12月4日から12月17日まで）の日程で実施し、全国の消防防災航空隊の隊長、副隊長及び操縦士など60名が受講しました。

本コースでは、「安全運航」を大きな柱とし、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知識をはじめ、消防庁職員による「航空消防防災の現況」や「消防広域応援の対応」、警察庁・海上保安庁による「他機関との連携強化」、「群馬県防災ヘリ墜落事故」や「安全への取り組み～長野県消防防災航空隊の事故、再構築を通して～」、「大船渡大規模林野火災」についてなど、様々な講義により知識や知見を深めることができました。

課題討議Ⅰでは、航空隊の指揮管理監督者に求められる資質である、「正解の存在しない状況下」における意思決定の質を高め、状況に応じて多様な考え方ができる力を身に付けることを目的として、「現場の使命」と「ルールの絶対性」、「自律的な学びの促進」と「具体的な知識・技術の指導」といった価値観のジレンマをテーマに、班相互によるディベート形式で論理的な対話を行いました。また、課題討議Ⅱでは、各消防防災航空隊が直面し

ている各種課題に対する自隊での成功事例や工夫を基に、学生間で多角的な議論を行い、新たな解決策の創出を図りました。具体的には、持ち寄った成功事例や取組について班内で個別に発表した後、班として「他の学生にとっても有益であり、他隊への応用可能性が高い」と判断されるテーマを一つ選定し、その内容について討議・研究を重ねることで提案を深化させ、最終的に全学生の前で発表し、知見の共有を行いました。

校外研修においては、埼玉県防災航空センターを視察し、入電から出動前ブリーフィングに至る一連の流れや、建物救出（ベランダ）に関する対応要領、使用資機材の説明等について理解を深めました。これらの内容について、学生からは非常に有意義であったとの評価が多数寄せられています。

研修を終えた学生からは、「全国の消防防災航空隊の方との貴重な情報交換や親睦を深めることができた」、「航空業務における各隊の共通する諸問題、航空指揮者としての課題等を十分に討議することができた」、「安全運航の重要性や緊急消防援助隊における受援体制が学べた」等の感想が寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識を糧にし、安全運航を第一に機動力を活かした消防防災航空隊の充実強化と大いなる活躍を期待しております。



課題討議Ⅰ（ディベート）



視察研修（埼玉県防災航空センター）



消防大学校南寮前で全体写真

問合せ先
消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和8年1月21日～令和8年2月20日）

<技術戦略室>

8.2.6	消防防災科学技術研究推進制度の令和8年度緊急枠研究開発課題の募集	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。 近年発生した災害等を踏まえ、消防活動現場で活用できる技術の研究開発を緊急枠として募集しますので、公表します。
-------	----------------------------------	--

<予防課>

8.1.27	感震ブレーカーの設置促進に向けた取組の強化	今般取りまとめられた「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、感震ブレーカー等の普及が進むことで、大規模地震が発生したときの焼失棟数を大幅に削減できることが示されました。 これを踏まえ、このたび関係する府省庁、地方公共団体、事業者等が連携し、感震ブレーカーの設置促進に取り組むこととしました。
8.1.29	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査結果の公表	リチウムイオン電池等から出火した火災について、全国の消防機関から報告のあった結果を取りまとめましたので公表します。 リチウムイオン等から出火した火災は、本調査の結果のとおり急増しているところであり、安全な製品の購入、使用時の適切な取扱い、排出時の適切な分別等が重要です。

<危険物保安室>

8.2.6	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等について、令和8年2月7日（土）から令和8年3月9日（月）までの間、意見を公募します。
-------	------------------------------------	--

<特殊災害室>

8.1.22	林野火災に注意してください！	○ 東日本太平洋側や西日本の広い範囲で、降水量がかなり少ない状況になっています。12月末からの4週間の降水量は、この時期として30年に一度程度の顕著な少雨となっているところがあります。今後1か月程度は、まとまった降水にはならない見込みです。 ○ 記録的な少雨になった令和7年は、冬から春にかけて大規模な林野火災が全国的に多く発生しました。少雨となっている地域では、林野火災予防のため、火の取り扱いに十分注意してください。 ○ 林野火災の原因の多くは人の手によるものです。特に市町村により林野火災警報・林野火災注意報が発令されているときは、屋外での火の使用を控えてください。 ○ 少雨に関する概要や林野火災予防のための留意事項を別添のとおりお知らせします。
--------	----------------	--

<国民保護運用室>

8.1.26	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	奈良県及び同県五條市、愛知県及び同県小牧市がそれぞれ国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、33件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
8.2.2	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	神奈川県及び同県中井町が国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、33件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
8.2.9	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	大阪府及び同府岸和田市、鳥取県及び同県米子市が、それぞれ国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、33件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。

<地域防災室>

8.2.3	「第30回防災まちづくり大賞」受賞団体の決定	「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で30回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 この度、防災まちづくり大賞選定会議（選定会議委員は別紙2のとおり）において、「第30回防災まちづくり大賞」の受賞団体を次のとおり決定しましたので、お知らせします。
8.2.6	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見公募の結果の公示及び改正政令の公布	消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の内容について、令和7年12月2日から令和8年1月5日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、6件の意見が提出されました。 この意見募集の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しましたのでお知らせします。



最近の通知 (令和8年1月21日～令和8年2月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防地第36号	2026年1月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について
消防予第34号	2026年1月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査結果について (通知)
事務連絡	2026年1月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	「日々の防火・防災」講習(講師派遣)等のご案内の送付について
事務連絡	2026年1月30日	各都道府県消防・防災主管部局 各指定都市消防・防災主管部局	消防庁総務課	令和7年度消防庁補正予算、令和8年度消防庁予算案及び令和8年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について
消防予第523号	2026年1月30日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	令和8年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第525号	2026年1月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	令和8年春季全国火災予防運動の実施について
事務連絡	2026年1月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁予防課	大阪市中央区ビル火災事故調査報告書について
消防予第53号	2026年2月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
消防救第16号	2026年2月6日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログの更新について
府政防第200号 消防災第15号	2026年2月13日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定等について
閣副事態第94号 消防国第16号 消防運第13号	2026年2月18日	各都道府県国民保護担当部局長	内閣官房副長官補(事態対処・ 危機管理担当)付内閣参事官 消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室長 国民保護運用室長	全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について

広報テーマ

3 月		4 月	
①外出先での地震の対処	防災課	①市町村長の災害対応力強化のための研修	防災課
②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	地域防災室	②消防団員のマイカー共済について	地域防災室
③林野火災の防止	特殊災害室	③熱中症の予防	救急企画室
		④消防本部におけるハラスメント対策の徹底について	消防・救急課

外出先で地震にあったら

防災課

地震はいつ発生するかわかりません。

地震が発生したとき、身の安全を確保するには、一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、日ごろから私たち一人ひとりが地震に対して正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先で地震にあった場合の適切な行動を取り上げてみます。

1 住宅地

強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機、耐震性能の低い住宅が倒れてくる場合があります。そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダなどに置かれている物が落下してくる場合があります。頭上からの落下物に注意しましょう。

2 オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などの落下物に注意しましょう。

- オフィスビルなどの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。



- デパートなどの建物の中にいる場合には、陳列棚の商品や装飾品、照明などが落下する危険性があります。

揺れを感じたらすぐに離れましょう。また、慌てずに施設の係員や従業員などの指示に従うようにしましょう。万一、指示がない場合には、その場で頭を保護して、安全な姿勢をとりましょう。慌てて出口や階段に殺到しないようにしましょう。

- エスカレーターは、急停止することがあります。急停止した際の反動に備えて、普段から手すりを掴むよう習慣づけておきましょう。
- エレベーターは、最寄りの階で停止させて、すぐに降りましょう。また、閉じ込められた場合は、焦らず冷静になって「非常用呼び出しボタン」等で連絡を取る努力をしましょう。

3 海岸付近

海岸付近で、強い揺れや弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難指示を待つことなく、直ちに避難しましょう。

- 強い揺れを感じたときや、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台や、津波災害に対応した指定緊急避難場所などの安全な場所へ避難しましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、ラジオなどを活用し、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報や、市町村が発令する避難指示といった津波に関する情報を収集しましょう。
- 津波は繰り返します。第1波が小さくても後から来る波の方が大きい場合があります。いったん波が引いても大津波警報や津波警報、津波注意報が解除されるまで、海岸付近には絶対に戻ってはいけません。



4 川べり

川からできるだけ遠ざかりましょう。

- 津波は川を遡ります。
- 流れに沿って上流に避難しても津波が追いかけてくるので、川からできるだけ遠ざかるようにしましょう。

5 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- まず、落石から身を守りましょう。
- 山際や急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すぐに離れましょう。
- 揺れが収まった後も、崩れやすくなっている可能性があります。近づかないようにしましょう。



7 鉄道等の公共機関に乗車中

座席に座っている場合は頭部を守る姿勢をとり、立っている場合は転倒しないようにしましょう。停車後は乗務員の指示に従いましょう。

- 急停車する場合があるため、座席に座っている場合には、低い姿勢をとって頭部を鞆などで保護し、立っている場合にはつり革や手すりをしっかり握って転倒しないようにしましょう。
- 停車後は、乗務員の指示に従いましょう。
- 高圧電線が線路の近くに設置されていることがあるため、勝手に線路に飛び降りないようにしましょう。

6 自動車の運転中

徐々にスピードを落として道路の左側に停車しましょう。

- 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかり握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車しましょう。
- 停車後は慌てて車外に飛び出さず、携帯電話やスマートフォン、カーラジオなどで災害情報を収集しましょう。
- その場に自動車を置いて避難する場合は、緊急車両等の通行の妨げとなる際に速やかに移動させる必要があるため、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、避難しましょう。
- 高速道路の場合はハザードランプを点灯させましょう。なお、高速道路上に設けられている非常口から徒歩で地上に脱出できます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525



少年消防クラブ活動に参加してみませんか

地域防災室

○少年消防クラブとは

少年消防クラブとは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。令和7年5月1日現在のクラブ数は3,930団体で、クラブ員数は約37万人です。

○主な活動

少年消防クラブの活動は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

(1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作ることを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

(2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼び掛けるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(3) 研究発表（ポスター等の作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署の見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火栓などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当等の知識や技術を身に付けています。

(5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊り（避難所体験）し、炊き出しを実施する等、日ごろ体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

○消防庁の取組

(1) 優良少年消防クラブ及び指導者表彰(フレンドシップ)

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施しており、令和7年度は、特に優良なクラブ11団体、優良

なクラブ41団体、優良な指導者25名を表彰する予定です（令和7年度の表彰式は、3月25日にニッショーホール（東京都港区）で開催予定）。

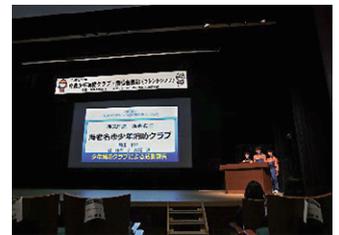
(2) 全国少年消防クラブ交流大会

平成24年度から、毎年、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めることを目的として、「全国少年消防クラブ交流大会」を開催しています。令和7年度は、広島県広島市において、9月13日、14日の2日間、23都道府県から50クラブ350名（指導者を含む）が参加し、交流大会を開催しました。令和8年度は、9月に岡山県岡山市で開催する予定です。

身近な生活の中から防火・防災について学ぶ少年消防クラブ活動に参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの市役所・町役場や消防署にお問い合わせください。



令和6年度
優良少年消防クラブ・指導者表彰
(フレンドシップ) 表彰式の様子



令和6年度
優良少年消防クラブ・指導者表彰
(フレンドシップ) 活動報告の様子



令和7年度
全国少年消防クラブ交流大会
クラブ紹介の様子



令和7年度
全国少年消防クラブ交流大会
合同訓練の様子

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561



令和8年度消防防災科学技術賞の作品募集

消防研究センター

令和8年度のポスター

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「令和8年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

詳細は、消防研究センターホームページ (<https://nrifd.fdma.go.jp>) をご覧ください。

【応募区分】

- 消防職員・消防団員等の部
 - A. 消防防災機器等の開発・改良
 - B. 消防防災科学論文
 - C. 消防職員による原因調査事例
- 一般の部
 - D. 消防防災機器等の開発・改良
 - E. 消防防災科学論文

【応募受付期間】

令和8年3月23日(月)～4月20日(月)

※4月20日(月)必着

郵便事情により配達が遅延する場合があります。
締切日に間に合うよう、ご投函ください。

【表彰】

優れた作品には、11月に行われる表彰式(東京都内)において、消防庁長官から表彰状及び副賞を授与します。

**令和8年度
作品募集!**

消防防災科学技術賞

募集期間 令和8年3月23日(月) ~ 4月20日(月) 締切 4月20日 必着!

【募集区分】

- ▽消防職員・消防団員等の部
 - A. 消防防災機器等の開発・改良
 - B. 消防防災科学論文
 - C. 消防職員による原因調査事例
- ▽一般の部
 - D. 消防防災機器等の開発・改良
 - E. 消防防災科学論文

《表彰》

優れた作品には、令和8年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官から表彰状及び副賞を授与します。

●応募作品は、6月頃に消防研究センターHPに作品名等を公開予定。
●受賞作品は、9月頃に決定・発表の予定です。
●詳細は、消防研究センターホームページをご覧ください。
(URL: <https://nrifd.fdma.go.jp>)

「皆様からのご応募お待ちしております！」

お問い合わせ先
消防庁 消防研究センター 研究企画部 表彰制度事務局
TEL: 0422-44-8331
E-mail: hyosho_nrifd8@soumu.go.jp

※応募作品は、6月頃に消防研究センターホームページに作品名等を公開予定です。

※受賞作品は、9月頃に決定・発表される予定です。

問合せ先

消防庁消防研究センター 研究企画部 表彰制度事務局
TEL: 0422-44-8331 (代表)
E-mail: hyosho_nrifd8@soumu.go.jp



令和8年度の消防研究センター等における 一般公開のお知らせ

消防研究センター

消防大学校

日本消防検定協会

一般財団法人消防防災科学センター

消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターでは、令和8年度の科学技術週間にあたり、研究開発や消防用機械器具の紹介等を目的として一般公開を行います。

令和8年度も、令和7年度と同様に実開催（敷地内の施設の公開や実演等）と動画公開の両方を実施します。

なお、これらの内容については消防研究センターホームページにて最新情報のご確認をお願いいたします。

1 実開催

(1) 日時

令和8年4月17日（金）

10：00～16：00（入場無料）

(2) 場所（受付：消防研究センター本館）

ア 消防研究センター、消防大学校

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

イ 日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※ア及びイは同一敷地内にあります。

(3) 実開催で予定している公開内容

水陸両用バギー、石油タンクの安全性に関する研究開発の紹介、原因調査室の業務紹介、住宅用消火器による消火実演、消火器の操作体験、並びに住宅用防災警報器の展示及び実演等、消防大学校の教育訓練資機材、避難所HUG(風水害版)、消防力適正配置等調査、近年起きた災害等の被害や災害対応の状況を写真などで紹介

(4) 交通機関

ア JR中央線吉祥寺駅南口から バス約20分

（6番乗り場）吉04「深大寺」「野ヶ谷」、吉05「調布駅北口」行き〔消防大学前〕下車

イ JR中央線三鷹駅南口から バス約20分

（8番乗り場）鷹55「野ヶ谷」行き〔消防大学前〕下車
（7番乗り場）鷹61「調布駅北口」、鷹62「晃華学園東」行き〔中原三丁目〕下車徒歩5分

ウ 京王線調布駅北口から バス約20～25分

（11番乗り場）鷹61「三鷹駅」行き〔中原三丁目〕下車徒歩5分

（12番乗り場）吉05「吉祥寺駅<野ヶ谷経由>」行き〔消防大学前〕下車

2 動画公開（予定）

(1) 日時

令和8年4月10日（金）10：00

～4月20日（月）16：00

(2) 開催ページ（アクセスURL）

消防研究センターホームページ

（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）

「消防研究センター一般公開」

でも検索できます。



(3) 予定している動画公開内容

【消防研究センター、消防大学校】

大型石油タンクの地震時底板浮き上がり応答解析、高発泡装置を用いた泡消火実演、ウレタン火災の危険性、消防大学校での教育訓練（ホットトレーニング）

【日本消防検定協会】

検定制度と検定の方法、検定品目の紹介、受託評価業務の紹介、型式試験（感知器、受信機、金属製避難はしご、緩降機）

【消防防災科学センター】

過去の災害から学ぶ（災害対応を体験した市町村長等の体験談）、防災訓練を学ぶ（各地で取り組まれている防災訓練の様子・防災図上訓練の解説）、災害基礎知識、被災者支援、防災紙芝居

3 問い合わせ先

■消防研究センター 企画企画部

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <https://nrifd.fdma.go.jp/>

■消防大学校 教務部

電話 0422-46-1712（直通）

ホームページ <https://fdmc.fdma.go.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471（代表）

ホームページ <https://www.jfeii.or.jp/>

■一般財団法人消防防災科学センター 総務部

電話 0422-49-1113（代表）

ホームページ <https://www.isad.or.jp/>



前回の実開催の様子



軽油の燃烧実験
[消防研究センター]



住宅用消火器の消火実演(天ぷら油火災の消火)
[日本消防検定協会]



一般公開動画
[消防大学校]



消防力適正配置等調査
[(一財)消防防災科学センター]

前回のオンライン開催状況

消防研究センターホームページ

<https://nrifd.fdma.go.jp/>

消防研究センター一般公開 検索



消防研究センター National Research Institute of Fire and Disaster. 令和7年度 一般公開. 令和7年4月11日(金) 10:00~ 4月21日(月) 16:00. 令和7年4月18日(金) 10:00~16:00 [入場無料]. Includes navigation menu and event details.

ルール・マナーを守って STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく、必ずたき火台を使用**しましょう。
水バケツ等を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。
例外的に行う場合でも、**乾燥、強風時は行わない**ようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

林野庁

林野火災(山火事)を
詳しく知るにはこちら

消防庁



林野庁

